

規制改革会議 第4回 ネットワーク産業TF 議事録

1. 日時：平成19年10月31日（水） 15:30～16:30
2. 場所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室
3. 議題：「ガス分野における規制改革」について
4. 出席者：

【規制改革会議】八田委員、田中専門委員、松村専門委員

【経済産業省出席者】電力・ガス事業部 ガス市場整備課長 広実 郁郎  
ガス市場整備課長補佐 宮崎 貴哉  
ガス市場整備課長補佐 伊藤 篤  
ガス市場整備課長補佐 伊藤 春樹

5. 議事：

○八田委員 それでは、定刻になりましたので、第4回「ネットワーク産業タスクフォース」を始めたいと思います。

前もって私の方から、ガス分野における規制改革に関してのヒアリングの質問をお送りしておと思います。これについて20分ぐらいで御説明いただいて、その後、質疑応答をさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○広実課長 どうぞよろしく願いします。それでは、資源エネルギー庁のガス市場整備課長の広実でございます。どうぞよろしく願いいたします。

お手元に資料を配らせていただいているかと思うのですが、それを適宜参考にさせていただきながら説明したいと思います。

ガス市場の制度改革の全体的な流れ自体は当然ながら御存じという前提でお話ししますと、1995年から制度改革が始まりまして、産業用の大口分野を段階的に自由化しました。この4月に第4段階目の自由化ということで、年間の需要量10万m<sup>3</sup>以上の需要家までが自由化範囲に入ったということでございます。

最初の御質問の「同時同量制度における一般ガス事業者の運用状況」ということでございますが、同時同量、これは、託送を使うに当たって、託送を依頼する方が、インとアウトが1時間にプラスマイナス10%で出し入れをやってくださいという要件を課している制度でございます。

これは、平成11年のガス事業法改正において、一般ガス事業のネットワークの運営に支障がない範囲で、その有効利用と新規参入の促進を図る観点から導入したということでございまして、この2ページ目、これはガス協会が昔つくった絵を流用させていただいているんですが、基本的に東京ガス、大阪ガスといった大手ガス会社が運用するネットワークが左側、右側に新規参入者がガス会社の導管を使って託送を行う場合に、現にガスという

のは流れていくわけですが、実際の流れとは関係なく、入れる方と、何キロ先かの需要家の出す方、それが1時間当たりプラスマイナス10%の範囲内に入っていることと、こういう要件になっています。

御質問の中にありましたとおり、ガス会社の方もプラスマイナス10%で動いているのかということですが、それはそういうシステムになっておりません。ガス会社の方は、前日にその翌日のガスの全体需要を想定します。自社の需要を想定し、それから新規参入者の需要を想定して、ガス製造計画をつくり、その計画に従ってガスの製造、ネットワークへの流出ということが行われ、ネットワーク全体を管理していくということで、ガス会社の方の意識として、ガスの製造とガスの需要家への供給がプラスマイナス10%になっているという、そういう意識でコントロールはしていません。

ガス会社の方が実際どうやっているかといいますと、次の3ページ目に書いてありますように、右側の方で、ネットワーク全体の払出しのガス流量、それから、受入れのガス流量というのを刻一刻と監視をしている。そこにギャップが出た場合は、ガス事業者の製造設備を動かしてガスを注入して、このギャップが広がらないように、全体のネットワークをコントロールしています。

実際のデータのものが4ページにあります。これはある大手のガス会社の事例なのですが、1時間ごとに計画量というのが決まっています、実際の送出力をメーターで測っている。その差を常にチェックしながら、全体のネットワークというものをコントロールして決めるということになります。

これが一般ガス事業者の同時同量の管理の実態ということですが、こういうことで、一般ガス事業者側の全需要に対する安定供給のための製造調整と、託送依頼側が行っている、ネットワークに支障を与えないという範囲で行っている同時同量の調整というのはそもそも異なっているということで、両者に同一の義務がかかっているわけではないということになります。

4月から、50万 $\text{m}^3$ 未満の大口量、10万 $\text{m}^3$ ～50万 $\text{m}^3$ の分についても自由化をしましたが、これは量がこれまでに比べて非常に少ないものですから、もう少しこの同時同量というシステムを緩和できるだろうということを議論いたしまして、ネットワーク運用に支障のない範囲で、事前に想定された計画ガス払出量を実際の払出量とみなすということが可能なような措置をしたところであります。

イメージ図としては、5ページ目です。上段がこれまでのやり方で、託送を行う方も入りと出を、1時間当たりプラスマイナス10%の範囲に収めるということで、出の方にメーターを付けて、それはテレメーターで、無線でそのデータを飛ばして、常に同時同量を担保していくと、こういうことが必要だったわけですが、今回の措置を取ると、ここは計画どおりに払い出されたものであるとみなすということですので、1時間ごとの出口のところでのチェックが不要になり、コスト削減ができる、こういった制度でございます。

これは現に50万 $\text{m}^3$ 以下を4月から開放して、大体8件ほど新規参入があったんですけれ

ども、そのうち1件でこのシステムを採用するというような報告を受けたところでありま  
す。我々としては、できるだけ託送料金自体、託送コスト自体を下げる方が需要家にとっ  
て望ましいと思っていますので、このシステムをどんどん活用されることを期待してい  
るとともに、50万 $\text{m}^3$ 未満でこういう制度を導入したものですから、51万 $\text{m}^3$ で導入できないの  
かという、多分導入できる可能性がありますので、この運用を見ながら、同時同量の担  
保の方法について更なる、緩和が可能かどうかというのを今後も検討していきたいと考  
えております。

これは今から述べるすべての論点と同じなのですが、10月3日の都市熱エネルギー部会  
において、今までの制度改革の評価小委員会と言えるものを設置いたしましたので、その  
委員会の中でこういった論点についても評価、検証していただくということを考えており  
ます。

2番目の「託送料金算定における気化・圧送コストの取扱い」ですが、託送料金の原価  
の算定に気化・圧送というコストが含まれております。これは、イメージ図で言いますと  
6ページ目になります。

託送料金を策定するにあたり、託送にかかる原価を計算していかなければいけないので  
すが、供給関連部門の原価がここに入ってきます。高圧導管原価、あるいは中圧導管原価、  
更には低圧まで託送するのであれば、低圧導管原価、供給管原価、メーター、検針、こ  
ういった原価が入ってきます。この中の一つとして、LNGをガスに変える、気化し圧力  
をつけて、これは液体段階で圧力をつけるのですけれども、それでネットワークに流し込む  
と、こういうコストもネットワークの維持管理コストであるということで、この託送関連  
原価として計上しております。

導管というのは、家庭部門も、自由化された自社の大口部門も、第三者が利用する託送  
部門も皆さん使われますので、ピーク時の最大流量比に応じて、それぞれの原価を配分し  
ていきます。自社大口・卸配賦原価をベースに託送部分の原価を特定し、そこから料金  
をつくっていきますので、気化・圧送コストのある部分が託送料金の中に入っているとい  
うことになります。託送原価に占める気化・圧送コストというのは、平均すると11%ぐら  
いということになります。

これは、この制度導入のときからかなり大きな議論になりました。そもそも気化とい  
うのは、ガスを生産するという製造コストというとらえ方も不可能ではないので、製造部分  
に乗せるのか、供給部分に乗せるのかという問題が平成12年の都市ガス事業料金制度分科  
会でも大議論になりまして、さまざまな議論の結果、当面、この気化・圧送を含めて供給  
関連コストとするという結論が出され、それに基づいて今も運用されているというこ  
とでございます。

本年4月に10万 $\text{m}^3$ までの需要家に拡大した際に、都市熱エネルギー部会に制度運用ワー  
キンググループというワーキンググループをつくりまして、そこでも議論の対象になり  
まして、その中でも両方の議論があったものでございます。したがって、データを集めなが

ら、今後も検証、検討を行う必要がある分野だということと我々も認識しております。この点について、先ほど言いました制度改革小委員会の方で更に議論を深めていきたいと思っております。

エンジニアリング的に結論を決めるということがなかなか困難な分野であり本当に適正なのかというのを科学的・物理的に特定するというのが難しいところであるのは事実です。ガスの場合は、LNGを気化してガスを送り出すことによってネットワーク全体が圧力調整をやっているということは確かに含まれますし、その部分が生産をしていると、ガスの生産だということも、ある意味でそういうことも成り立ち得るといって、分野ですが、これについて更に議論を継続していきたいと思っております。

3つ目のパイプライン、特に「長距離導管建設促進に資する施策」ということでございます。日本の場合は、8ページに絵がありますように、秋田県、新潟県のガス田を除けば、国内でガスを産出するところがほとんどなかったものですので、LNGという形でインドネシア、マレーシア等から輸入しております。その輸入は当然ながら大消費地である大都市の臨海部にLNGタンクを立地する等の形で1969年ぐらいから導入が進められています。したがって、大都市にあるLNGターミナルの周辺を中心にネットワークが整備されてきています。これに対し、欧米の場合は、大体国内ガス田、あるいは隣接された国のガス田からパイプラインで引くという形態があったものですから、網の目のように、例えばアメリカですと40万キロぐらいのパイプライン網ができております。

日本の場合はこういった経緯で、高圧のパイプラインというのは、次の9ページに整備の状況が書かれておりますが、全体で4,300~4,400キロというのが現状でございます。主な整備主体としては、いわゆる大手都市ガス、一般ガス事業者がつくるものに加え、帝国石油、石油資源ガスといった国内のガス田を持っている会社がパイプラインを引いて東京等まで販売に行ってきたり、今ではガス導管事業者という位置づけにされておりますが、こういった方々のパイプライン整備とのこういう2つによって進んでいます。両方合わせて4,000キロ強ということになります。毎年100キロぐらいの勢いで今、伸びています。

我々としては、セキュリティーの観点から、勿論LNGという形で船で持ってくる、そういう意味でセキュリティーというのはある程度はあるわけですがけれども、やはりLNGターミナル間の連結によってセキュリティーは一層増すであろうとともに、導管がつながっていくことによって、より効率的な販売活動ができる、更には内々価格差の是正にもつながりますので、パイプラインの整備を推進するというポジションにおります。

平成16年の改正の際に、今まで法律上、位置づけられていなかった国内の国産天然ガス事業者のパイプラインをガス事業法に取り込みまして、ガス導管事業者制度という制度を新たにつくり、その方々に対して、勿論サード・パーティー・アクセスという義務はかけるんですけども、10ページにありますようなさまざまなインセンティブが使えるような制度を講じたわけでございます。

これによって、基本的には民主導でパイプライン整備を進めていくということになります。

すが、本当にこのインセンティブだけで十分なのかと、こういう議論があり、これも制度改革評価小委員会の方で更なるインセンティブ評価というものがないだろうかということは今後検討していきたいと思っております。

第4番目、「託送部門の一層の中立性と透明性を確保するための会計分離の徹底」という論点でございます。ここでは、託送料金の透明性の確保の観点から、会計分離の不徹底による内部補助を通じて、競争条件のイコールフットイングが確保されていないのかという指摘があり、会計分離の徹底との必要性がうたわれているわけですが、基本的には託送部門の分離を進める最大の理由は、導管部門の持つ情報を営業に利用されないかと、そこが最大のポイントでありまして、ヨーロッパでも、それがあるがゆえに会計分離から法人分離という方向に進んでいます。

私どもの方は、11ページにありますように、イコールフットイングという分野では「情報の目的外利用及び差別的取扱いの禁止」という条項を法律に入れ込みまして、これに基づいて情報の目的外利用を禁止するとともに、公正取引委員会と連名で適正なガス取引に関するガイドラインというのを設けまして、託送部門が透明に運用される、公正かつ有効な競争が促進されるという観点から、望ましい行為、あるいは独禁法上、問題となり得る行為、こういうのを類型化して、このガイドラインにおいて提示しています。問題があった場合には、市場監視小委員会という審議会を設けておりまして、そこへ被害者の方から申出ができ、市場監視小委員会の方で必要な措置、勧告ができるという体制を取っております。

他方、会計分離の徹底の方は、法律にまず託送供給業務に関連する会計の整備、省令においてガス事業託送供給収支規則を設けて、各ガス事業者は事業年度計画後4か月以内にその収支計算を公表しないといけません。これにまた我々の方で監査制度を持っておりまして、省令に定めたルールどおりに会計が行われているか、具体的な検証を、事後的に監査という形で行っているという状況でございます。

これは託送部門だけではなくて、内部補助が一番言われるのは規制部門で、一般家庭部門でもうけた利益を大口部門に流しているのではないかと、それが言われているわけですが、それについてもこれによって制度的に担保しているということになります。

勿論これで十分かという議論もございますし、現に自分は不適正に扱われているという新規参入者の方々からの申出というのも市場監視小委の方にあるわけですので、そういった状況を踏まえて更なる改善というものについて、今後も検討していくという考えでおります。

それと、広告費についてどうかということなのですが、広告費については、目的別に特定できるものは各機能別原価に直課し、できないものはそれぞれある一定のルールで各部門別に配付するというルールが担ってございまして、一般的なガスパッチョの広告などは、需要家サービス原価というものに直課されてございまして、託送関連原価には含まれてこないということになります。

12 ページに、どのようなプロセスで原価を部門別に配分し、更に料金種別へ展開するかというフローを書いております。当初は製造費、供給販売費、一般管理費という形でガス会社で経理処理が行われる。それを製造需要に関連する原価、供給需要に関連する原価、需要家サービスに関連する原価に、それぞれ機能別に整理をする。その機能を更に一定の、例えば年間販売量であるとか、あるいはピーク流量比であるとか、いろんなルール、このルール自体は省令で定めているのですが、それによって産業用の大口部門あるいは小口部門に当てていくと、こういうプロセスによって料金をつくっていったというやり方でございます。

13 ページは、先ほど出ました託送供給料金原価の算定方法で、基本的には供給に関連した高圧導管の原価、この黄色い部分です。これが入ってきているのですが、LNG工場で行われる気化・圧送の原価、これもこの気化・圧送が一体としてネットワークをコントロールするという考え方によって託送供給料金原価に反映されると、こういうシステムを現状で取っております。

以上です。

○八田委員 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方たちから質問ありませんか。

○松村専門委員 まず、同時同量なのですが、全く納得していないというか、そんな説明を求めるためにこの質問を出したわけではありません。

オペレーションが違うことは勿論知っています。電気だったら30分同時同量を新規参入者に課していて、一般電気事業者は実同時同量しています。したがって、一般電気事業者は30分同時同量ではなく、新規参入者とは別のスキームで、周波数等を見ながら全体を調整しています。30分同時同量だけ満たしているわけではないということは勿論よくわかっています。

ガスも当然そうです。当然そうなのですが、例えば電気の場合に、もし電気の貯蔵施設があったとして、30分同時同量どころか1日同時同量したとしても、全体のシステムが安定的に動くという状況下で、仮に新規参入者にだけに30分同時同量という制約を課したとすれば、それは過剰な要求なわけですね。

そのときに、一般電気事業者はどのようなオペレーションをしているのだと調べたとします。このとき1日同時同量というような形で調整は全て貯蔵に任せて、実際の微調整も何一つしていないなどという実態があるとするならば、30分同時同量を課すのはおかしいではないかという議論も出てき得ると思うのです。そのときはオペレーションが違う、全体を見ているのだというようなことは、だからといってデータを開示しなくてもいいということにはならない。

ガスの場合、まさにそういうことが起こっているわけです。パイプラインだとかホルダーだとかというのでガスを貯蔵できるわけです。だから、本当の意味での実同時同量、需要と供給を瞬時瞬時に一致させるために微調整する必要はそもそもないわけです。だからと

いって全然調整する必要がないということはないということも勿論わかっています。

全体のオペレーションをしなければいけないということなのですが、ガス管やホルダーのキャパシティーから見て、実際にガス事業者さんはどれぐらい厳しいオペレーションをしているのでしょうかというのを見て、1時間同時同量などというようなレベルではなくて、もっとはるかにきめ細かいオペレーションを実際に行っているということだとすれば、1時間同時同量というのはそれなりに根拠があるルールになるのかもしれない。逆に、そんなことは現実にはないということは十分知っていますが、ヨーロッパ並みに巨大な貯蔵設備があったとして、ネットワークを管理する方もほぼ1日同時同量で運用すれば、自然に貯蔵能力のバッファーで運用できるという状況のときに、新規参入者に1時間同時同量と課すと言ったら、これは明らかに過剰な要求なわけです。

日本の場合にはそこまでキャパシティーはないでしょうから、ガス会社さんも当然それなりにきめ細かなオペレーションをしていて、1時間同時同量のためにオペレーションしているのではないのだけれども、結果的に見ただけで、1時間単位で言えば、十分需要と払出しが一致しているような、そういう状況になっている、新規参入者より遙かに厳しいオペレーションをしている、ことを見せてほしいというわけです。

ところが、ここに出てきたデータは計画値なわけです。需要のデータが出てきているわけではないわけです。100万 $\text{m}^3$ を超えるようなところも含めてすべて計画同時同量になっていて、その計画値というのは勝手に新規参入者が設定できると、こういうルールだとすれば、計画値の開示だけで十分な情報になるのかもしれませんが、そういう状況でなければ、もう少しオペレーションの情報というのを詳しく出して、1時間同時同量が過大なものではないということを示す必要条件としてそのデータを出してほしい、こういう要求です。

○広実課長 確かに4ページでお示ししているのは計画量と送出量で、委員がおっしゃっているのは、具体的なリアルタイムの製造量もここにはないと評価が難しいということですか。

○松村専門委員 要するに、需要量と製造量というのがあったとして、結果的に見て、この需要量と製造量の乖離は10%もないですよと、それぐらいにしないと、ホルダーの容量からして無理ですということが一目瞭然にわかるようなデータを新規参入者もわかるように出してもらえないかという、そういうつもりです。オペレーションは勿論理解しています。

○広実課長 ガス会社の方は当然ホルダーもありますので、夜の間にはたくさんつくってホルダーを埋めて、その上で送出量と計画量の差異を埋めるような生産、製造ということにはなると思うのです。先生のおっしゃるような評価をするためには、どういうデータ、どの部分のデータということになるのか、難しいと思うのです。

○松村専門委員 実際にネットワークから出て行くガスの量とつくっている量です。

○広実課長 それは当然、ホルダーがある限りはですね。

○松村専門委員 だから、乖離をしているからおかしいと言っているわけではないのです。

○広実課長 乖離の量が一体どのぐらいあるのかということですか。

○松村専門委員 はい。したがって、1時間単位で新規参入者に合わせろというのを要求するぐらい厳しいオペレーションを強いられるほどガスホルダーの容量が小さいのかということが知りたいということです。

○広実課長 わかりました。そこについては再度ヒアリングをやりますが、ただ、このルールをつくったときは、そういうエンジニアリング的な分析の上でつくったのではなくて、210数社ある日本のガス会社に一般的にアプライできるようにするところはどうしてもあったのだと思うのです。いずれにしても、その辺りのデータについて調べてみたいと思います。

○松村専門委員 気化・圧送のことについてちょっとお伺いします。この問題は積み残しになっていて、今回、議論されるというわけですね、御説明からすると。

○広実課長 今度の委員会でもしっかり議論したいと考えております。

○松村専門委員 委員会で未決着になったので、データを集めると御説明いただいたと思うのですが、この間に具体的にはどういうデータを集めて、そのデータの下で今回の小委員会で決着をつけるということなのでしょうか。

○広実課長 例えば料金をつくるメカニズムの中でも、13ページに具体的なプロセスがあって、何か非常にわかりづらいのですけれども、原価があり、それを大口と卸の想定需要量に基づいて割っていった機能別の原価原単位というのを出していく。それに託送供給想定需要量というのをまた想定しまして、それによって最終的な気化・圧送原価を定めておるわけですが、当初、想定需要量の計算において、託送分が大変小さい割合だったのですね。このつくり方について、必ずしも一定のルールというのはつくらずに、それぞれの会社ごとにモデルとなる想定事業量をきちっと定めてくださいというやり方をやっていたのですが、現在、全体でも託送を使っているボリュームはかなり増えてきておりますので、こういった想定需要量も、よりデータを取っていけば、しっかり見られるのではないかなと思っていまして、いろんな角度から、客観的データを集めていきたいなと思っております。

○松村専門委員 それは確かにそうなのですが、一番の問題は、気化機を託送料金としてそもそも入れるかどうかということです。つまり、この費用が製造原価なのか、ネットワーク関連なのかというのが最大のポイントです。現在はネットワーク関連に入れられているというのは理解しているんですが、あくまで当面ということで、それはおかしいのではないかとことはずっと議論が続いてきたわけですね。だから、ざっくり言えば、気化機をネットワーク関連のコストとして考えるか、製造原価として考えるかという、この問題が第一義なわけですね。これに関しては、どういうデータを使うと、判定が可能になるのですか。

○広実課長 気化機を入れるかどうかというのは、ある意味、政策的というか、決めの問

題だと思います。ただ、決めの問題だけでやろうとしても、これだけで平成12年からずっと、ある意味でコンセンサスが取れないぐらいに、どんな議論をしても二分している。

○松村専門委員　しかし、一応、前回、小委員会で非常にクリアな議論を古城先生がされたと思うのです。製造のために必要だと、つまりネットワーク部門を持っていなかったとしても必要なコストをネットワーク部門に入れるのはおかしいと、きれいな整理をされたわけです。その時点ではそういう視点からデータを集めていないので、直ちに採用することは無理ですと私自身が発言したので、それをこういう形で言うのは変な気がするのですが、その時点では無理だったとしても、それからずっと時間がたっているわけですから、そのような整理は可能なわけですね。そうすると、オペレーションのデータがあれば、それはネットワークを持っていなかったとしても必要な気化機というのは、エンジニアリング的に確定できるわけですね、シミュレーションすれば。ネットワーク部門を持っていなかったとして、1時間同時同量を満たすためだけに必要な気化機というのがあるわけですね。

○広実課長　それはありますね。

○松村専門委員　それでも必要な気化機というのはどう考えても製造原価です。ネットワーク部門を持っていなくても必要なコストが生じるわけです。そうすると、オペレーションというのを詳しく見てやれば、そのような1時間同時同量で必要な気化機と、全体のネットワークを見るために必要な気化機というのがわかります。そうすると、気化機の圧倒的な能力がオペレーションのために余分に持っているという実態なのか、あるいはほとんど製造のためにも必要なものですと、堺の基地にある20機の気化機のうち19機は製造のために必要なものかというときに、20機分全部ネットワークに入れるというのは、どんなエンジニアリングのシミュレーションを持ってきたって正当化することは絶対無理です。ところが、1時間同時同量を満たすためだけだったら、気化機は1台あれば十分という状況だったとして、それでも20台なぜ持っているのかということ、それはオペレーションのためですということであるとするならば、きっとネットワークのためなのですね。

○広実課長　そういうことが言えればということですね。

○松村専門委員　だから、オペレーションを見ればすぐわかるわけです。シミュレーションしていれば直ちにわかるということだから、勿論データは必要だということは疑いもないわけですが、データを集めてシミュレーションすれば直ちにわかることなのではないか。だから、これは、それこそデータを集めれば決着つけられることだと認識しているのです。

○広実課長　我々もフェアな分配というのがどこにあるかという線を客観的に引ければいいとは当然思っているのですが、過去の議論をずっと見ていると、なかなかそうはいかなくて、気化・圧送は一体だということを使う人がいたり、気化と圧送は分けられるはずだ、圧送分のコストだけ乗せればいいのではないかと、こういう言い方があったり、あるいは今、先生がおっしゃったようなオペレーションを具体的に分析して、どの部分がネットワーク維持管理かというのができると、そういうアプローチもあるというふうに思います。

○松村専門委員 気化・圧送が一体だなどという議論がもし本当に正しいとするならば、例えば電気の託送料金というときに、アンシラリーサービスのために発電機を使っています。でも、それは、実際には自社の販売用の発電所の運用と、アンシラリーのための運用は区別できません。一体運用です。同じ発電所でやっているのだから。したがって、発電所のコストはすべて託送料金ですと言っているのと同じぐらい乱暴な議論なわけです。分けられないというのは事実だとしても、分けられない場合には全部ネットワークのコストですと主張するのは、発電機のコストはすべて託送料金ですと電気の世界で言っているのと同じぐらい乱暴な議論だと私は認識しているのです。本来は、分けられないからといって全部入れられるという理屈になるはずがないわけです。

○広実課長 それがゆえに審議会の当時の結論は当面ということだったと思うんです。そういう意味で、いろんなアプローチで具体的にトライアルをやるということをまずやってみたいと思います。

○松村専門委員 いろんなアプローチがあるというのは、ガス事業者さんと新規参入者さんでそれぞれの理屈がありますということを出せば、必ずそれぞれの理屈があるわけで、そこで対立しているから解決つきませんと言ったら、当面どころか何百年たっても解決しないわけですね。

○広実課長 データの裏づけによって、こういう分配が適正だと、きれいな線が引けるのか、やはりゼロ対100はおかしいだろうと、この辺りではないのかという、そういう議論ですね。

○松村専門委員 私はゼロ対100という整理ならゼロ対100でもいいと思うのです。つまり、さっきの発電の例で言えば、分けられないんだけど、大宗は発電のためですというときに、全部をネットワークと言ったら、どう考えてもおかしいわけですね。仮に1対ゼロにやるとして。だから、どっちの方が大きいのかということを決着させるということと、そうではなくて、ちゃんと分けるということは別次元の問題だと思っていて、1対ゼロと決めたとしても、どっちの方が大きいのかというのはデータによって決着をつけられるのではないかと。気化機の大宗というのはネットワークのために持っているのか、製造のために持っているのかというのは、きちんとデータを集めればできるのではないかと思います。そのためにも1のようなデータは、気化機の運用も含めて是非見たいというか、そこをいろんな人が見て、納得できるようにすべきではないかという、そういう意図があってこういう質問をしました。

○広実課長 わかりました。

○八田委員 ということは、ある意味で、古城判定基準というのは非常に明快だから、それをまず一つのメルクマールにしようではないかということですね。それが第1段階で、そこに何か問題があるとは考えにくいけれども、まず、その原則についてアクセスしたら、あとは数値で出るだろうという話ですね。これはまた検討をお願いいたします。

今、上の2点についてあったのですが、広告費というか、会計分離のところについてな

んですけれども、先ほど広告費は託送のところには入っていないんだとおっしゃいました。そうすると今度、規制部門と非規制部門にどういうふうな基準で分割しているのでしょうか。

○広実課長 テレビコマーシャルみたいな。

○八田委員 そうです。結局、比例的にやっているのか、目的ごとに違えてあるのか、そういうところをちょっと教えていただきたいのです。

○広実課長 これはだから、目的別に特定できれば各機能に入る。

○伊藤（篤）課長補佐 延べ調停件数比で各部門に振っています。

○八田委員 延べ調停件数というのは何ですか。

○伊藤（篤）課長補佐 お客様の件数です。振っているのですけれども、需要家サービス原価というところに振られまして、いわゆる小口と大口という形で分けられるのですけれども、託送原価にはその部分の需要家原価も、そもそも原価に入れておりませんので、振られた途端に小口と大口の方で原価は見ているということになります。つまり、託送だけの広告宣伝費というのは実態上ございませんで、そこも含めて、今、そういったルールになっております。ただ、ないとも言えないので、託送だけの広告宣伝が仮にあったとすれば、それは託送の原価に入ります。

○八田委員 大口と小口で、規制部門と非規制部門とがありますが、それは件数で。

○伊藤（篤）課長補佐 件数です。

○八田委員 需要家の件数ということは、大口も1件、家庭も1件ですか。

○伊藤（篤）課長補佐 はい。

○八田委員 そうすると、圧倒的に家庭に振り分けられるということですか。これは問題ですね。大きな需要家の新日鉄も、家庭の我々1件も全く同じ。使用量は全く違うわけですね。これは規制部門に非常に大きく割り振る仕組みになっているというふうに考えられますね。

○広実課長 という見方か、例えばテレビコマーシャルはどう考えても家庭を対象としたコマーシャルです。

○八田委員 ものによると思うのですね。

○広実課長 ものによりますね。

○八田委員 しかも、規制部門だったら、これは電力との競争ということなのでしょうけれども、それが総括原価に入れていいのだろうか。お互いに両方とも報告をし合って、総括原価のベースに入れていくということが本当に可能なのかなということが問われると思うのです。今の御説明では、種目別に分離するということではなくて、全部の金額を件数分離、件数でもって分けている。

○伊藤（篤）課長補佐 そうです。

○八田委員 その根拠ですね。何で件数でもって分割するのがいいのか。

○伊藤（篤）課長補佐 例えばチラシを工場に1枚持っていくのと、各家庭に同じ紙を配

るのでは、やはり1枚ずつ各家庭には必要なわけですね。大口ですと、そこは1枚ということですから。そういった考え方に立つと、件数比というのはあながちその線引きではできないのかなと思います。

○八田委員 チラシはよくわかります。では、テレビはどうなのでしょうね。

○伊藤（篤）課長補佐 ものによると思います。区分ができないところです。

○八田委員 その正当化がどうなっているか。これも非常にうまく規制部門に費用を、押し付け得るものだと思いますので、種目別にどういうふうになっているかということをお検討願いたいと思います。勿論、会計分離についてはこれだけではなくて、いろいろ問題があると思います。

○松村専門委員 広告費に関しては、恐らくこれはガスだけの問題ではなくて、電気も、規制部門を抱えているところの共通の問題で、ガ斯特有の問題ではないとは思っているのです。

しかし、一方で、原価の中に広告費をそもそも入れてもいいのかというのに関しては少し疑問を持っていて、自由化された分野だったとすれば、広告をどんどん打ってコストが高くなって価格が高くなれば、消費者がそっぽを向くわけだから、企業の自主的な判断で広告をどれぐらい打つのかを完全に決めてもいいのかもしれないですが、規制分野ですね。規制分野の原価の中に広告費を入れてもいいのか。これは勿論こういう文脈をはるかに超えてしまう大きな問題なので、難しいということは十分わかっていますが、ノーチェックで、とりあえずルールに従っていれば広告費は全部原価に取っていいという理屈は何か変な気がするんですね。

○広実課長 広告とは何なのだというところにもよるとは思うのです。その製品の正確さをより知ってもらいたいという広告もあれば、単なるイメージ広告みたいなものもあって、あるいは最近だと、ガス会社は保安の広告費がものすごい増えているのです。だから、一律にというのは難しいと思います。

○松村専門委員 それは疑いもなくそうで、保安のことだとか、事故が起こっていますから気をつけてくださいというようなたぐいのものまで原価に入れるのはけしからんとかというのは変だというのは十分わかっているんですが、まさにおっしゃったようなイメージ広告のようなものですね。ああいうようなものもノーチェックで入れてもいいのかというのは本当は議論の余地はあるんだと思います。

○八田委員 必ずしもガスの場合だとは言えませんが、規制産業が大量にテレビ広告を流すときには、言論への影響を与えるという、そこでも批判を封殺するという目的もあるんだと思います。それを規制の需要家の価格に乗せていいのかという問題があると思うんです。特に言論関係の番組に対するスポンサーの率は非常に高いですからね。ここの根拠をきちんと洗うということは重要ではないかなと思います。

ほかにはありませんか。

○松村専門委員 ガス導管の拡張に関しては、たしか何年前に市場整備課さんが行われ

た、日本全国張りめぐらせるのは膨大なコストがかかるという報告書を拝見した気がします。これによると、大阪－岡山間というか、姫路－岡山間というか、この辺りはかなり可能性があるという位置づけだったと記憶しているんですが、これは進んでいるんでしょうか。

○広実課長 民主導でやっていますので、具体的には個別会社間の行為ということになってしまいますけれども、進んでいると言えば進んでいます。ただ、何となく難しいところもあって、相手もいるものですから、こっちが作りたいたいと思っても、相手が嫌と言ったらなかなか結べないというところがあるので、苦勞しながら、若干時間がかかっていると思います。

○八田委員 参考資料の10ページに主な政策支援ということが書いてあるんですが、考えによってはガスパイプラインというのは一般道みたいなものなので、混雑がなければ公共財としてただで使ってもらうのが原則だと思います。ただし、混雑がある限りにおいては、料金を払ってもらうのが元来のあり方です。それが、パイプラインを引かれると、競争しなければならなくなるから困るというので、既存ガス会社が、他の会社が引くのを邪魔するというのはあってはならないことです。基本的にはこういうものの整備は、政府が関与しても積極的にやるべきものだと思うのです。勿論、今のような優遇措置でできるものなら、できたらいいのですが、「できない場合にはこうするぞ」という政策があってもいいのではないかと。

○広実課長 確かに平成14～15年ぐらいの議論で、接続命令制度という議論を随分したのですけれども、最終的に法律に入らなかったのですね。ですので、そういうアイデアもあるのではないかなと思っています。

○八田委員 今でも収用認定事業にできるわけでしょう。例えば民間の鉄道などと同様にですね。

○広実課長 はい。

○伊藤（春）課長補佐 ただ、使えますか。

○八田委員 使いやすいような条件をつくるとか。

○伊藤（春）課長補佐 問題は多分、道路法の特例に入るかどうかが一番大きな問題だと思うんです。

○八田委員 そうですね。ただし、それは今、実際的な障害にはなっていないでしょう。

○伊藤（春）課長補佐 そうですね。その後、国交省に事務連絡通知をしてもらいまして、一応、手続上は、法律の特例にはなっていないですが、同時に扱ってもらっていると認識しているものの、やはり新規参入者である帝国石油さんとか、そういった事業者さんからは、引き続き位置づけを法律上、明確にしてほしいという要請はあります。

○八田委員 それはそうでしょう。しかし、それがあれば、さっきの違った供給区域の間が結ばれるかということ、それだけでは足りないような感じがするね。それに関してもう一本、何か積極的な施策をお考えいただけないだろうか。

○田中専門委員 長距離導管を延伸して行って接続するという点については、事業者間の利害対立が非常に問題になって、そこに依存すると思います。接続しようとしている両者が両方とも得るのであれば接続するのですけれども、一方は接続したいけれども、一方は接続したくないと、いつまでもたっても伸びないし、接続されない。そこをどうするかというところで、今、八田委員もおっしゃったように、何らかの利害調整をするメカニズムや組織が必要というふうにやはり思うのですね。

例えば電気の場合ですと、これはちょっとガスと違いますけれども、もうネットワークができていて、最近ですとE S C Jという全体のネットワークに関与する機関があって、連系線を増設するかどうか、利害対立する者同士で話し合ったりする場を持つメカニズムがあるわけです。

ガスの方はネットワークがそもそもつながっていないという現状ですけれども、やはり何らかの利害対立を調整する機関が必要で、それは政府なり、中立的な機関でもよいのですが、利害対立を調整するメカニズムを何か導入しないと、恐らくこのまま導管を接続していくということはなかなか難しいのではないかなと、そんな気がしています。そういった何らかの対策をしていただけるようだとよいと感じています。

○八田委員 それでは、そろそろ時間になりましたので、本日はお忙しいところをお越しくださいまして本当にどうもありがとうございました。またよろしく申し上げます。